

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 3 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 福田設備
 〒632-0097
 住所 天理市中町1番地9
 代表者氏名 代表取締役 福田 耕策
 電話番号 0743-62-6335
 FAX番号 0743-62-6608
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 3 日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 77 ダセツ ビ
 〒632-0097 福田設備
 天理市中町1番地9
 代表取締役 77 ダ コウ サク
 福田耕策

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 77 ダセツ ビ 福田設備		
住 所	天理市杉本町295番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 77 ダ コウ サク 福田耕策		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
1) 事業者の住所	天理市杉本町 295番地1	天理市中町 1番地9	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県天理市中町1番地の9
株式会社福田設備

会社法人等番号	1500-01-006712	
商号	株式会社福田設備	
本店	奈良県天理市中町1番地の9	
公告をする方法	大阪市に於て発行する朝日新聞に掲載する	
会社成立の年月日	平成9年2月3日	
目的	1 上下水道の設計施工、衛生浄化設備工事 2 冷暖房設備工事、空調設備工事、ガス配管工事 3 給水、排水設備機器の販売及び設置 4 消火栓設備工事 5 土木及び舗装工事業 6 上記各号に付帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
資本金の額	金1000万円	
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>福田 耕 策</u>	平成29年12月 8日重任
		平成29年12月12日登記
	取締役 福田 耕 策	令和 1年12月14日重任
		令和 1年12月18日登記

奈良県天理市中町1番地の9
株式会社福田設備

	取締役	<u>福田芳伸</u>	平成29年12月8日重任	
			平成29年12月12日登記	
	取締役	福田芳伸	令和1年12月14日重任	
			令和1年12月18日登記	
	取締役	<u>福田裕子</u>	平成29年12月8日重任	
			平成29年12月12日登記	
	取締役	福田裕子	令和1年12月14日重任	
			令和1年12月18日登記	
	<u>奈良県天理市中町1番地9</u>	<u>代表取締役</u>	<u>福田耕策</u>	平成29年12月8日重任
				平成29年12月12日登記
	奈良県天理市中町1番地9	代表取締役	福田耕策	令和1年12月14日重任
				令和1年12月18日登記
監査役	南浦昌子	平成29年12月8日重任		
		平成29年12月12日登記		
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記		
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記		
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により		平成18年3月17日移記	



奈良県天理市中町 1 番地の 9
株式会社福田設備

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 3 年 7 月 20 日

奈良地方法務局
登記官

南 英 樹



印

印

印

印
貼
用
濟
紙



定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条

当社は商号を 株式会社福田設備 と称する。

(目 的)

第 2 条

当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 上下水道の設計施行^工、衛生浄化設備工事
- (2) 冷暖房設備工事、空調設備工事、ガス配管工事
- (3) 給水、排水設備機器の販売及び設置
- (4) 消火栓設備工事
- (5) 土木及び舗装工事業
- (6) 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条

当社は、本店を 奈良県天理市 に置く。

(広告の方法)

第 4 条

当社の広告は大阪市に於て発行する朝日新聞に掲載する。

第 2 章 株 式



(発行する株式の総数及び額面株式1株の金額)

- 第 5 条 当会社の発行する株式の総数は 800株とする。
当会社の発行する額面株式1株の金額は金5万円とする。

(株式の記名式及び株券の種類)

- 第 6 条 当会社の株式はすべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、
50株券及び100株券の5種類とする。

(名義書換)

- 第 7 条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。
1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券
 2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

- 第 8 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。





(株券の再発行)

第 9 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 10 条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第 11 条 当会社は、営業年度末日の翌月から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は、質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ広告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときもその事項につき、同様とする。



第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌月から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議 長)

第 14 条 株主総会の議長は社長がこれに当る。社長に事故があるときはあらかじめ取締役の定める順序により他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第 4 章 取 締 役 ・ 取 締 役 会 ・ 代 表 取 締 役 及 び 監 査 役

(取締役及び監査役の員数)

第 16 条 当会社の取締役は、3名以上とし、監査役は、1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第 17 条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。





(取締役及び監査役の任期)

第 18 条

取締役の任期は就任後2年内及び、監査役の任期は就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役の招集)

第 19 条

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第 20 条

取締役の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第 21 条

社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。



(報酬)

第 22 条 取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議をもって、区分して定める。

第 5 章 計 算

(営業年度)

第 23 条 当会社の営業年度は、毎年10月21日から翌年10月20日までの年1期とする。

(利益金処分)

第 24 条 毎営業年度の利益金は下記のように処分する。
但し場合により別に積立金をすることがある。

- 1・利益準備金 法定額以上
- 1・役員賞与金 若 干
- 1・株主配当金 若 干
- 1・後期繰越金

(利益配当)

第 25 条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。
利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。





第 6 章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 26 条 当会社の設立に際して発行する株式は、額面株式200株とし、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(最初の営業年度)

第 27 条 当会社の最初の営業年度は、当会社設立の日から平成 9年10月 20日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第 28 条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。



以上、株式会社 福田設備を設立のため、この定款を作成し、
発起人が次に記名押印する。

平成 9年 1月 15日

発起人 奈良県天理市中町1番地の9

福 田 耕 策



発起人 奈良県天理市中町1番地の9

福 田 裕 子





本認証証書が 行中、22字加入

1	登簿平成9年第15号
2	この定款の発起人福田耕策ほか1名の代理人
3	福角光司は、本職の面前で、全発起人が各自
4	の記名捺印を自認する旨を陳述した。——
5	この定款は、2条中、3条削除し、3条加入してある。
6	よってこれを認証する。——
7	平成9年1月22日本職役場において——
8	奈良県大和高田市大字大中98番地
9	奈良地方法務局所属
10	公証人 宇田川秀信
11	
12	
13	
14	
15	
16	

10



第2条 1字删除1字加入





この定款の写いは、原本に相違ありません。

令和3年8月3日

代表取締役 福田設備

代表取締役 福田耕策

